

(様式 1)

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	農地整備課	整理番号
許認可等の種類	工事完了前の他目的使用の許可		
根拠法令条例等・条項	土地改良財産の管理等に関する規則第32条第1項		
許認可等の概要	工事完了前に土地改良財産を他目的使用する場合の許可		
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定（土地改良財産の管理等に関する規則第32条第2項において具体的に規定されている。）</p> <p>(参考) 土地改良財産の管理等に関する規則第32条第2項 前項の規定による許可は、電柱の設置、水道管又はガス管の設置その他社会通念上やむをえないものと認められるものに限り、行なうものとする</p>		
基準の制定根拠	—		
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	30日		
期間の制定根拠	—		